

第4回慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN） 認定再々更新要項

【重要】今年度は、COVID-19の影響を考慮した特別措置が適用されます。特別措置箇所は、黄色マーカー〇〇〇で示しています。また、ホームページ上に「慢性腎臓病療養指導看護師認定関連要件の特別措置について」を公開していますので、ご参照ください。

1. 認定の更新について

日本腎不全看護学会が関連学会*1と認定する慢性腎臓病療養指導看護師*2の水準の高い看護実践の質を維持、向上するため、認定更新制を施行する。慢性腎臓病療養指導看護師は、認定後5年毎の認定更新審査を受けなければならない。但し、認定更新制度は「再々更新」をもって終了する。

*1 日本透析医学会・日本腎臓学会・日本移植学会・日本泌尿器科学会・日本腹膜透析医学会の5学会

*2 慢性腎臓病療養指導看護師：平成29年度より、「透析療法指導看護師」から名称変更

2. 更新資格

- 1) 日本国の看護師の免許を有すること(准看護師は不可)
- 2) 認定資格を有する5年間継続して一般社団法人 日本腎不全看護学会正会員であり、慢性腎臓病療養指導看護師であること。
- 3) 認定資格を有する5年間に通算3年以上、病院、クリニック、保健福祉施設、訪問看護ステーション、保健所、教育機関等の施設で慢性腎臓病患者の療養生活支援業務に従事*3していること。但し、常勤・非常勤・パートの別は問わない。勤務時間数も問わない。
*3 腎センターや血液透析施設等の専門領域に所属していることを求めているわけではありません。所属先にかかわらず、慢性腎臓病患者の療養生活支援を行っていることを求めています。
- 4) 認定資格を有する5年間の実績として、社会的・教育的活動報告(箇条書き)を提出すること。
- 5) 認定資格を有する5年間に、認定ポイントを55ポイント以上取得できていること。また、55ポイントのうちCKDLN研修および治療選択特別研修を24ポイント取得すること。
- 6) 「治療選択特別研修」の6講座をすべて受講していること。
- 7) 認定再々更新申請者は、申請書類を審査・登録料とともに提出しなければならない。

3. 申請手続き及び必要書類

【重要】昨年度より、オンラインによる申請手続きを実施しています。従来の書面での手続きと変更がございますので、ご注意ください。なお、申請システムの具体的な手順等は本学会ホームページに掲載している「CKDLN更新・再更新申請マニュアル」をご参照ください。

本学会ホームページより、CKDLN認定試験受験・更新申請システムにアクセスして必要情報を登録し、申請を行ってください。以下の項目について、CKDLN認定試験受験・更新申請システムのフォームに入力あるいは書類をスキャンした画像データをアップロードしてください。書類をスキャンできる環境にない者は、スマートフォンなどで撮影した画像データのアップロードも可とします。ただし、不鮮明な画像の場合は、再提出を求める

場合もあります。

【申請に入力・アップロードが必要な項目】

- ・会員番号・会員情報管理システム(SOLTI)パスワード
- ・氏名
- ・現住所
- ・勤務先施設名／所属部署名／所在地
- ・慢性腎臓病療養指導看護師認定証(デジタルデータをアップロードする)
- ・主な職歴(現在から遡って規定年数を満たすまで入力する。慢性腎臓病領域看護経験年数が明確になるように入力すること)
- ・取得した認定ポイント／ポイント取得の証明書類(下記の「4.認定更新資格の認定ポイントについて」参照)
- ・治療選択特別研修の受講修了証(デジタルデータをアップロードする)
- ・社会的・教育的活動報告(下記の「5.社会的・教育的活動報告について」参照)

4. 認定更新資格の認定ポイントについて

1)ポイント要件

本学会が認めた研修会・学会への参加や、発表または雑誌掲載論文など自己研鑽の実績が規定の **55 ポイント** 以上に達していることが必要です。また、**55ポイント**のうち、**24ポイント**はCKDLN研修および治療選択特別研修*⁴の受講により取得することが必要です。各ポイントは、ホームページに公開されている認定ポイント一覧表を参照してください。

*4 会員全員を対象とした必須研修として開催しています。

- ・申請の際は、**55ポイント**以上の入力は不要
- ・直近の取得したポイントから入力し、原則5年以内に取得したポイントを有効とします。

2)ポイント取得の証明書類について

- ・学会・研究会参加に関するポイントの証明については、学会・研究会参加の参加証・受講証・修了証等をスキャン(または撮影)し、画像ファイルをアップロードしてください。証明書類には、①学会・研修会の名称、②開催日が明記されていることが必要です。
- ・学術集会等での発表、学会誌掲載論文の証明については、それぞれの抄録をスキャン(または撮影)し、画像ファイルをアップロードしてください。抄録掲載ページに学会名、発表 or 掲載年、筆頭 or 共同が記載されていない場合は、抄録に手書きで記載後スキャン(または撮影)したものをアップロードしてください。
- ・各種資格の認定証は、スキャン(または撮影)し、画像ファイルをアップロードしてください。

5. 社会的・教育的活動報告(様式3)について

1)記載方法

- ①Microsoft社のWordを使用し、様式3を用いて作成してください。様式に設定されている書式は変更しないでください。
- ②下記の例を参照し、慢性腎臓病領域の看護に関連するあなたの活動について箇条書きで記述してください。
- ③それぞれの活動は、直近のものから記載し、1ページに収めてください。

2) 記載例

<社会的活動>

- ・各種学会・研究会・教育セミナー・研修会の運営・企画に関する活動
- ・各種学会・研究会・教育セミナー・研修会の講師、座長や演者(発表者)
(講師、座長などの種別と日時・学会(研究会)名・発表テーマのみ記載すること。抄録は不要)
- ・論文・著書発表
(日本腎不全看護学会誌投稿規定の「文献記載」に準じて記載すること。論文および抄録は不要)

<教育的活動>

- ・所属する部署や施設内外で学習会開催などの企画・運営に関する活動

6. 認定再々更新審査の流れ

- 1) 審査は、申請書類と社会的・教育的活動の審査を行います。この2つの審査により「認定再々更新承認」、「認定再々更新保留」、「認定再々更新承認不可」のいずれかに判定されます。
- 2) 申請書類に不備がある場合は、「認定再々更新承認不可」と判定されますので、後述の「7. 申請に必要な書類提出確認事項」を参照して必ずご確認ください。
- 3) 申請期間は 2022 年 5 月 9 日(月)～20 日(金)17 時まで
※例外は一切認められませんので、期限を厳守してください。
- 4) 申請期間中に CKDLN 認定試験受験・更新申請システムより審査および登録料(10,000 円)をクレジット決済にてお支払いください。
- 5) 審査の結果は、2022 年 7 月末までに E メールにて通知いたします。ただし、審査結果により、社会的・教育的活動報告の再提出を求められることがあります。
- 6) 認定再々更新の承認を得られた場合は、認定証を送付いたします。
- 7) 重要な通知を確実にお届けするため、転居、転属、退職等された場合はただちにオンラインシステムにて登録情報を変更してください。

7. 申請に必要な提出書類確認事項

申請書類に不備がないよう、申請前に以下の項目を確認してください。

項目	確認内容	確認
申請者情報	① 必要事項の記入	
	② 慢性腎臓病領域看護経験年数(3年以上)の記載	
認定ポイント取得	① 55 ポイント以上の記載はしていない(ポイント合計の端数は 55 ポイントを超えて記載可)	
	② 55 ポイントのうち、24 ポイントは CKDNL 研修および治療選択特別研修の受講ポイントである	
	③ 55 ポイントは 5 年以内に取得したものである	
	④ 証明書類には、「学会・研修会の名称」、「開催日」が明記されている	

	⑤ 抄録には学会名、発表 or 掲載年、筆頭 or 共同が記載されている	
社会的・教育的 活動報告	① 様式 3 に設定されている書式で作成した	
	② 各活動は直近の活動から箇条書きで記載した	
	③ 活動報告は 1 ページに収めた	
審査・登録料の支払い	申請システムより審査料(10,000 円)をクレジット決済した	

<問い合わせ先>

一般社団法人日本腎不全看護学会 事務局

CKDLN 認定窓口

E-mail: g045dln-info@ml.gakkai.ne.jp